

千葉県請負工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県工事執行規則（昭和41年千葉県規則第24号。以下「工事執行規則」という。）その他別に定めるもののほか、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査担当部長 土木部長をいう。
- (2) 契約事務担当職員 工事執行規則第6条に規定する職員をいう。
- (3) 検査担当課長 土木部技術管理課工事検査室長をいう。
- (4) 工事担当課 工事を担当する課（室）・所をいう。
- (5) 工事担当課長 工事担当課の長をいう。
- (6) 土木工事 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号。以下「業法」という。）別表の上欄に掲げる土木一式工事、ほ装工事及び造園工事をいう。
- (7) 建築工事 業法別表の上欄に掲げる建築一式工事をいう。
- (8) その他の工事 業法別表の上欄に掲げる工事のうち前2号以外の工事をいう。

(検査員)

第3条 千葉県契約規則（昭和40年千葉県規則第3号）第30条及び工事施行規則第21条に定める検査員は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 土木部技術管理課職員のうち工事検査室に所属する職員
 - (2) 臨時検査員 工事担当課又は工事担当課以外の職員で、特に市長が任命した課長補佐その他これに相当する職以上の職にある者
 - (3) 指定検査員 工事担当課の工事担当班以外の主査以上の職員で工事担当課長が任命した者。なお、工事担当課長は、指定検査員の職名、氏名、任命年月日及びその他必要事項について、検査担当課長に報告するものとする。
- 2 前項に定める検査員が行う工事の検査は、次の各号のとおりとする。
- (1) 専門検査員 請負契約金額1件500万円を超える土木工事、建築

工事及び請負契約金額 1 件 300 万円を超えるその他の工事の検査並びに第 3 号に定める指定検査員が行う検査のうち、工事担当課で実施できない工事の検査

(2) 臨時検査員 請負契約金額 1 件 500 万円を超える土木工事、建築工事及び請負契約金額 1 件 300 万円を超えるその他の工事のうち、市長が特に必要と認めた期間内の工事の検査

(3) 指定検査員 請負契約金額 1 件 500 万円以下の土木工事、建築工事及び請負契約金額 1 件 300 万円以下のその他の工事の検査

(検査の種類)

第 4 条 検査は、完成検査、既済部分検査、中間検査及び特例検査とする。

2 完成検査は、工事の全部が完成し、受注者から竣工届（工事執行規則様式第 8 号）が提出された場合に、工事執行規則第 22 条に規定する書類に基づいて工事の完成を確認し、かつ、技術検査（工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等及び法令遵守等について行う技術的検査をいう。以下同じ。）を行う。

3 既済部分検査は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 出来形検査 工事の完成前に受注者から施工中途部分について請負代金の部分払いの請求があった場合に、当該請求部分の出来形等を確認し、かつ、技術検査を行う。

(2) 部分引渡し検査 工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分があった場合に、当該指定部分の完成を確認し、かつ、技術検査を行う。

(3) 打切り検査 工事の全部又は一部の施工を打切る場合に、出来形等を確認し、かつ、技術検査を行う。

4 中間検査は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 部分使用検査 引渡し前に受注者の承諾を得て工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、出来形等を確認し、かつ、技術検査を行う。

(2) 中間技術検査 特記仕様書に中間技術検査を実施する旨並びにその実施回数及び実施する段階が指定された場合又は工事担当課長から検査を依頼された場合に、工事の施工過程において技術検査を行う。

5 特例検査は、前 3 項以外で検査担当課長が特に必要と認め、専門検

査員に命じて行う。

(検査の実施)

第5条 検査員は、工事執行規則第22条に規定する書類に基づき、あらかじめ当該工事の内容を把握し、別に定める工事検査実施要領により厳正かつ公正に検査するものとする。

(検査の中止)

第6条 検査員は、検査の際、受注者又は代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げ、検査を行うことができないときは検査を中止し、直ちに上司に報告するものとする。

(検査の立会)

第7条 検査は、受注者及び当該工事を監督した監督職員並びに次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる立会人の立ち会いの上行うものとする。

なお、監督職員は主任監督員、監督員を原則とするが請負契約金額1件500万円以下の土木工事、建築工事及び請負契約金額1件300万円以下のその他の工事にあつては、主任監督員を省くことができる。

(1) 請負契約金額1件5,000万円を超える工事 当該工事担当課の課長補佐その他これに相当する職以上の職にある者

(2) 請負契約金額1件5,000万円以下の工事 当該工事担当課の主査以上の職にある者。ただし、当該工事の主任監督員が検査の立会人を兼ねることができる。なお、請負契約金額1件500万円以下の土木工事、建築工事及び請負契約金額1件300万円以下のその他の工事にあつては、当該工事の監督員が検査の立会人を兼ねることができる。

2 前項に定めるもののほか、打切り検査にあつては、資産経営部契約課の職員を立会人として立ち合わせなければならない。

(検査手続)

第8条 工事担当課長は、次の各号に掲げる場合において、検査担当課長に対し、速やかに工事検査執行依頼書(様式第1号)に工事執行規則第22条に規定する書類を添えて検査執行依頼を行うものとする。ただし、打切り検査の場合は、事前に契約事務担当職員と協議しなければならない。

(1) 受注者から竣工届(工事執行規則 様式第8号)が提出されたとき。

- (2) 受注者から工事一部履行届（工事執行規則様式第8号の2）が提出され、第4条第3項の規定による検査を必要と認めたとき。
- (3) 第4条4項の規定による検査を必要と認めたとき。
- 2 工事担当課長は、前項の規定による検査執行依頼を行ったときは、速やかに契約事務担当職員に対して、工事（竣工・出来形）確認通知書（様式第2号）によりその旨を通知する。
- 3 検査担当課長は、第1項の規定による検査執行依頼を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 当該工事の検査を担当する検査員を選定し、工事検査執行命令書（様式第3号B）により検査を命ずる。
- (2) 検査員の氏名及び検査日時について工事検査執行通知書（様式第3号A）により工事担当課長に通知する。
- (3) 前2号に定めるもののほか、打切り検査にあつては、契約事務担当職員に検査日時を通知する。
- 4 工事担当課長は、前項第2号の規定により工事検査執行通知を受けたときは、速やかに次の表に定めるところにより検査日時を通知するものとする。

| 検査の種類 | 検査日時通知の相手方 |
|--|--|
| 完成検査 出来形検査 部分引渡し検査 部分使用検査 中間技術検査 | 監督職員 前条第1項に規定する立会人 <u>受注者</u> |
| <u>打切り検査</u> | 監督職員 前条第1項及び第2項に規定する立会人 <u>受注者</u> |

- 5 検査担当課長は、特例検査を必要と認めたときは、速やかに次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 当該工事の検査を担当する検査員を選定し、工事検査執行命令書により検査を命ずる。
- (2) 検査員の氏名及び検査日時について工事検査執行通知書により工事担当課長に通知する。
- (3) 受注者に対し、特例検査通知書（工事執行規則様式第9号）によ

り特例検査を実施する旨を通知する。

6 工事担当課長は、前項第2号の規定により工事検査執行通知を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 契約事務担当職員に対して、工事（竣工・出来形）確認通知書によりその旨を通知する。

(2) 監督職員並びに前条第1項及び第2項に規定する立会人に検査日時を通知する。

（検査手続きの特例）

第9条 前条の規定にかかわらず、指定検査員が実施する請負契約金額1件500万円以下の土木工事、建築工事及び請負契約金額1件300万円以下のその他の工事については、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事担当課長は、第4条に規定する検査（同条第5項の特例検査を除く。）を行う必要があるときは、自ら任命した指定検査員に対して、検査を命ずるものとする。ただし、打切り検査については、事前に契約事務担当職員と協議しなければならない。

(2) 工事担当課長は、前号の工事検査執行命令を行ったときは、速やかに次のア及びイに掲げる事項を行わなければならない。

ア 契約事務担当職員に対して、工事（竣工・出来形）確認通知書によりその旨を通知する。

イ 前条第4項に掲げる表に従い、検査日時を通知する。この場合において、打切り検査における検査日時通知の相手方に契約事務担当職員を加えるものとする。

（検査報告及び手直し）

第10条 検査を行ったときの検査報告及び手直しは、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 検査の結果、当該工事の全部が契約に適合している場合

ア 検査員は、工事検査報告書（工事執行規則様式第10号）に工事検査調書（様式第4号）及び関係書類を添え、検査担当課長に報告する。

(2) 検査の結果、当該工事の全部又は一部が契約に適合せず、その手直しが重要なものと認められる場合

ア 検査員は、直ちに工事検査報告書に工事検査調書及び関係書類を添え、検査担当課長に報告する。

イ 検査担当課長は、受注者に対し、検査結果通知書（工事執行規

則様式第13号)により修補又は改造を命ずるとともに、同書の写しを契約事務担当職員及び工事担当課長に送付する。

ウ 受注者は、修補又は改造完了後竣工届を提出し、再検査を受けなければならない。この場合において、検査の手続き、方法等は、第8条及び前条の規定を準用する。

エ 検査員は、再検査終了後、工事検査報告書に工事検査調書及び関係書類を添え、検査担当課長に報告する。

(3) 検査の結果、軽微な手直し(検査実施日を含め4日以上14日以内で完了する軽微な手直しをいう。)が必要と認められる場合

ア 検査員は、手直し指示書(様式第5号)により、請負人に修補を指示するとともに、手直し指示通知書(様式第6号)により工事担当課長にその旨を通知する。

イ 請負人は、修補完了後、当該工事の監督職員にその旨を報告し、当該検査員の再検査を受けなければならない。ただし、工事担当課長からの手直し完了報告書(様式第6号)により、修補の完了を確認できるときは、再検査を省略することができる。

ウ 検査員は、再検査終了後又は手直し完了報告書受領後、工事検査報告書に工事検査調書及び関係書類を添え、検査担当課長に報告する。

(4) 検査の結果、極軽微な手直し(検査実施日を含め2、3日で完了する極軽微な手直しをいう。)が必要と認められる場合

ア 当該工事の監督職員は、検査員が口頭で指示した事項を自らの指示書により、受注者に修補を指示する。

イ 受注者は、修補完了後、当該工事の監督職員にその旨を報告し、当該検査員の再検査を受けなければならない。ただし、当該工事の監督職員の報告により、修補の完了を確認できるときは、再検査を省略することができる。

ウ 検査員は、再検査終了後又は監督職員から手直し完了報告を受けた後、工事検査報告書に、指示事項を記述した工事検査調書及び関係書類を添え、検査担当課長に報告する。

2 指定検査員が実施した請負契約金額1件500万円以下の土木工事、建築工事及び請負契約金額1件300万円以下のその他の工事については、前項第1号及び第2号ア中「検査担当課長」とあるのは「工事担当課長を経て検査担当課長」と、同号イ中「検査担当課長」とある

のは「工事担当課長」と、「契約事務担当職員及び工事担当課長」とあるのは「契約事務担当職員」と、同号エ、第3号ウ及び第4号ウ中「検査担当課長」とあるのは「工事担当課長を経て検査担当課長」と、読み替えるものとする。

- 3 請負契約金額1件500万円以下の土木工事、建築工事及び請負契約金額1件300万円以下のその他の工事で、第1項第1号に該当する場合は、工事検査調書の作成を省略することができる。

(工事の成績評定)

第11条 検査員は、完成検査（前条第1項第2号ウの場合を除く。）実施後、主任監督員及び総括監督員にあっては竣工確認後、速やかに別に定める千葉市工事成績評定要領（以下「成績評定要領」という。）に基づき、厳正に当該工事の成績を評定した工事成績採点表（様式第7号）及び工事成績評定表（様式第8号）を作成し、前条に規定する工事検査報告書に添え報告するものとする。

- 2 検査員は、既済部分検査（部分引渡し検査を除く。）及び中間検査実施後、速やかに成績評定要領に基づき、厳正に当該工事の成績を評定し、工事成績採点表を作成するものとする。

- 3 部分引渡し検査については、検査員は当該検査終了後、主任監督員及び総括監督員にあっては部分引渡しに係る指定部分の完成確認後、それぞれ成績評定を行うものとし、速やかに成績評定要領に基づき、厳正に当該工事の成績を評定した工事成績採点表及び工事成績評定表を作成し、前条に規定する工事検査報告書に添え報告するものとする。

- 4 前3項の規定により評定すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 検査員 施工管理、出来形、品質及び出来ばえ

(2) 主任監督員 施工体制一般、配置技術者、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形、品質、創意工夫

(3) 総括監督員 工程管理、安全対策、施工条件等への対応、地域への貢献度、法令遵守等、総合評価項目履行確認

- 5 検査担当課長は、特に必要があると認めるときは、第1項の報告後、速やかに契約事務担当職員に工事成績採点表及び工事成績評定表を送付するものとする。

(社内検査)

第12条 監督職員は、受注者に工事の施工過程において受注者の責任に

より、適正かつ効率的な施工による工事の品質及び出来形の確保を図ることを目的とした社内検査を行わせ、第4条第2項から第4項までに規定する工事検査時にその検査結果を提出するものとする。

(検査業務の委託)

第13条 検査担当部長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定に基づき、本市の検査員以外の者に検査を委託する場合は、市長の承認を得て、これを行うものとする。

2 検査担当部長は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を受けた者をして、その検査結果について、工事執行規則第25条に規定する工事検査報告書及び工事検査調書その他検査内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 前項の規定による検査の執行に、検査担当部長が必要と認めたときは、第3条に定める検査員を立ち合わせることができる。

(資料の送付)

第14条 検査担当課長は、工事請負契約を締結したとき又は工事請負契約に関し変更契約を締結したときにおいて、特に必要があると認める工事については、工事担当課長に対して設計図書及び工程表の提出を求めることができる。

(記録・整理)

第15条 検査担当課長は、工事検査台帳及び工事認定書交付簿を備え、記録、整理するものとする。

附 則

この要綱は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成10年4月1日以後に発注する工事から適用し、同日前に発注した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日以後に発注する工事から適用し、同日前に発注した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。